

副本

平成25年(ワ)第1356号, 平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金国家賠償請求事件

原告 甲 ほか67名

被告 国

第 8 準 備 書 面

平成29年2月23日


福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

被告指定代理人

甲 谷 健 幸 


齊 藤 雅 彦 

長谷川 律 

鶴 田 き く 

塩 田 剛 志 

越 政 樹 

武 田 久 仁 子 

目 次

| | |
|--|----|
| 第1 原告準備書面(13)に対する反論 | 5 |
| 1 原告らの主張の要旨 | 5 |
| 2 平成28年通知は北朝鮮に対する「制裁」として発出されたものでなく、原告らの主張には理由がないこと | 5 |
| 第2 原告準備書面(14)に対する反論 | 7 |
| 1 支給法は国際人権A規約13条2項(b)を具体化したものとはいえないこと | 7 |
| (1) 原告らの主張の要旨 | 7 |
| (2) 原告らの主張に理由がないこと | 8 |
| 2 国際人権A規約2条2項及び国際人権B規約26条は裁判規範性を有しないこと | 9 |
| (1) 原告らの主張の要旨 | 9 |
| (2) 原告らの主張に理由がないこと | 9 |
| 3 人種差別撤廃委員会の総括所見をもって本件不指定処分が違法となるものではないこと | 10 |
| (1) 原告らの主張の要旨 | 10 |
| (2) 原告らの上記①の主張に理由がないこと | 11 |
| (3) 原告らの上記②の主張に理由がないこと | 11 |
| 第3 原告準備書面(15)に対する反論 | 13 |
| 1 本件規程13条の適合性判断において教育基本法16条1項を読み込むことは、支給法制定の国会審議に照らしても何ら不合理でないこと | 13 |
| (1) 原告らの主張の要旨 | 13 |
| (2) 原告らの主張に理由がないこと | 14 |
| 2 朝鮮高級学校が主張立証する機会を被告から打ち切られていたとする主張に理由がないこと | 15 |

| | |
|--|----|
| (1) 原告らの主張の要旨 | 15 |
| (2) 原告らの主張に理由がないこと | 16 |
| 3 本件不指定処分は審査会の議論を踏まえてなされたこと | 16 |
| (1) 原告らの主張の要旨 | 16 |
| (2) 原告らの主張に理由がないこと | 17 |
| 4 法令に基づく適正な学校運営がされない「おそれ」や「懸念」がある学校を指定できないとする解釈が不合理であるとする原告らの主張に理由がないこと | 19 |
| (1) 原告らの主張の要旨 | 19 |
| (2) 原告らの主張に理由がないこと | 19 |
| 5 本件省令改正に係る意見公募手続に関する原告らの主張に理由がないこと | 20 |
| (1) 原告らの主張の要旨 | 20 |
| (2) 原告らの主張に理由がないこと | 20 |
| 第4 原告準備書面(16)に対する反論 | 21 |
| 1 はじめに | 21 |
| 2 本件規程13条は、支給法2条1項5号及び本件省令1条1項2号ハの委任の範囲において定められ、又は支給法の細則的事項を定める規定として適法・有効であること | 22 |
| (1) 就学支援金制度の仕組み | 22 |
| (2) 本件規程13条が支給法2条1項5号及び本件省令1条1項2号ハの委任の範囲内において定められ、又は支給法の細則的事項を定める規定として適法・有効であること | 22 |
| 3 原告らの上記①ないし③の主張に理由がないこと | 25 |
| (1) 上記①の主張について | 25 |
| (2) 上記②の主張について | 26 |

| | |
|--|----|
| (3) 上記③の主張について | 27 |
| 第5 原告準備書面(17)に対する反論 | 27 |
| 1 「第1章 在日朝鮮人の民族教育の権利」に対する反論 | 27 |
| 2 「第2章 本件規程13条を理由とした本件不指定処分の違法性」の「第2 規程13条のあるべき解釈」に対する反論 | 28 |
| (1) 原告らの主張の要旨 | 28 |
| (2) 原告らの主張に理由がないこと | 29 |
| 3 「第2章 本件規程13条を理由とした本件不指定処分の違法性」の「第3 被告の『不当な支配』論の問題性」に対する反論 | 39 |
| (1) 原告らの主張の要旨 | 39 |
| (2) 原告らの主張に理由がないこと | 41 |
| 4 「第3章 本件省令1条1項2号ハ削除改正の問題点」に対する反論 | 52 |
| (1) 原告らの主張の要旨 | 52 |
| (2) 原告らの主張に理由がないこと | 52 |
| 第6 原告準備書面(18)及び原告準備書面(19)に対する反論 | 54 |
| 1 原告らの主張の要旨 | 54 |
| 2 原告らの主張に理由がないこと | 55 |
| (1) 安達意見書に基づく原告らの主張に理由がないこと | 55 |
| (2) 三輪意見書に基づく原告らの主張に理由がないこと | 57 |
| 第7 原告準備書面(20)に対する反論 | 57 |
| 1 原告らの主張の要旨 | 57 |
| 2 原告らの上記各主張に理由がないこと | 58 |

被告は、本準備書面において、原告らの2016年（平成28年）6月1日付け準備書面(13)（以下「原告準備書面(13)」という。）、同月9日付け準備書面(14)（以下「原告準備書面(14)」という。）、同年9月27日付け準備書面(15)（以下「原告準備書面(15)」という。）、同日付け準備書面(16)（以下「原告準備書面(16)」という。）、同年12月7日付け準備書面(17)（以下「原告準備書面(17)」という。）、同日付け準備書面(18)（以下「原告準備書面(18)」という。）、同日付け準備書面(19)（以下「原告準備書面(19)」という。）及び同日付け準備書面(20)（以下「原告準備書面(20)」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本準備書面において新たに定めるもののほかは、従前の例による。

第1 原告準備書面(13)に対する反論

1 原告らの主張の要旨

原告らは、平成28年3月29日付け「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について（通知）」（以下「平成28年通知」という。甲A第132号証）が「朝鮮共和国に対する『制裁』として発出された」ことを前提に、本件不指定処分も、平成28年通知と同質性を有するとして、「今般の補助金見直し通知と同様、朝鮮共和国に対する『制裁』であって、本件不指定処分が政治目的でなされたことは明らか」と主張するようである（原告準備書面(13)第1・2ページ、同第3及び第4・5ないし7ページ）。

2 平成28年通知は北朝鮮に対する「制裁」として発出されたものでなく、原告らの主張には理由がないこと

(1) しかしながら、平成28年通知は、支給法に基づく就学支援金に関するものではなく、地方公共団体の判断と責任において実施する朝鮮学校に係る補助金についてのものであり、しかも、本件不指定処分から3年以上経過して

から発出されたもので、本件不指定処分や本件省令改正とは何ら関連性がない。また、その表題及び記載内容からしても、都道府県の各知事に対し、朝鮮学校に通う子供に与える影響にも十分に配慮しつつ、朝鮮学校に係る補助金の公益性、教育振興上の効果等に関する十分な検討、補助金の趣旨・目的に沿った適正かつ透明性のある執行の確保、補助金の趣旨・目的に関する住民への情報提供の適切な実施等、補助金交付に関する留意点を示したものであり、各都道府県における補助金の減額や停止等を求めたものではない。

(2) 平成28年2月19日の文部科学大臣の定例記者会見においても、「朝鮮学校への補助金は、地方公共団体の判断と責任の下に行われているものであります。このため、北朝鮮への制裁とは別に、補助金の公益性やその適正な執行という観点から、通知の発出も含めて必要な対応を検討しているところであります。」(乙第74号証)と述べ、北朝鮮への制裁とは別に、飽くまで補助金の公益性やその適正な執行という観点から検討していることを明確にするとともに、平成28年通知が発出された同年3月29日の文部科学大臣の定例記者会見においても、「補助金の交付の権限は地方自治体にあります。私から減額とか、自粛とか、停止とか、そのようなことを指示する内容ではありません。」(甲A第133号証)と述べ、平成28年通知が補助金の減額や停止などを求めるものではなく、北朝鮮に対する「制裁」としての位置づけのものでもないことを明らかにしている。

なお、原告らは、平成28年1月15日及び同年2月17日に開かれた自民党拉致問題対策本部会合や同年3月4日に開かれた自民党の外交部会と拉致問題対策本部との合同会議、その他の平成28年通知に関する自民党議員のブログや、新聞報道、団体のウェブサイト上の概要を指摘して、北朝鮮に対する制裁として平成28年通知の発出が検討されていたかのように主張するが、原告らが指摘する新聞報道や団体のウェブサイト上の概要における文部科学省の発言(甲A第127, 129及び130号証)をみても、平成2

8年通知について、北朝鮮に対する制裁として検討していることを述べているものはない。更にいえば、文部科学省の担当者が自民党の拉致問題対策本部や外交部会に出席したのは、自民党から当該会合への出席要請があったことに応じたものであって（上記平成28年1月15日の会合には、法務省、外務省、文科省の他にも内閣官房を始めとする多数の関係省庁に出席要請があり、関係者が出席していた。）、協議を目的としたものではないし、いずれの会議の主催者も自民党であって、被告ではない。

- (3) 以上によれば、平成28年通知の発出が「朝鮮共和国に対する『制裁』として行われた」ものではないことは明らかであり、平成28年通知の発出が、本件不指定処分等が「朝鮮共和国に対する制裁すなわち政治外交上の理由として行われた」（原告準備書面(13)第3の1・6ページ）ことの理由になるとする原告らの主張はその前提を欠き失当である。

第2 原告準備書面(14)に対する反論

1 支給法は国際人権A規約13条2項(b)を具体化したものとはいえないこと

(1) 原告らの主張の要旨

原告らは、我が国が批准を留保していた国際人権A規約13条2項(b)及び(c)について留保を撤回したことを指摘した上、支給法が「日本の高校に加え、あらゆる外国人学校も対象として、中等教育を受ける者に対し就学支援金を支給することを前提としている」ことから、支給法が国際人権A規約2条2項や、同13条2項(b)を「具体化し、国籍や民族にかかわらず、子どもらの中等教育を受ける権利を定めたものである」とし、国際人権A規約13条2項(b)の留保を撤回するための施策の展開という観点から支給法の制定の背景事情に過ぎないとする被告の主張について「事実経過や無償化法の規定を無視して解釈を誤っている」などと主張する（原告準備書面(14)第2の2及び3・3ページ）。

(2) 原告らの主張に理由がないこと

ア この点、国際人権A規約第13条2項(b)の留保を撤回するための施策の展開という観点が生給法制定の背景事情の一つにすぎないことは、被告第2準備書面第3の2(2)(9ページ)で述べたとおりであるところ、原告らが指摘する「事実経過」や「無償化法の規定」からすると、なぜ上記被告の主張が誤っていて、なぜ生給法が「あらゆる外国人学校を対象としている」こととなるのか、不明といわざるを得ない。

イ 生給法制定の背景、経緯は、被告第2準備書面第3の2(2)(9ページ)でも述べたとおり、生給法の制定に係る内閣法制局における審査資料(乙第2号証)からも明らかである。すなわち、我が国における高等学校等における教育を受けるための授業料等の経済的負担の現状、近年の経済情勢の悪化等(同号証3ページの「2.①」)や、我が国における高等学校等の進学率が約98パーセントに達し、「国民」的な教育機関となっており、その教育の効果は広く社会に還元されるものとなっていることに鑑みれば、高等学校等の教育に係る費用について我が国の社会全体で負担していくことが適当であると考えられること(同ページの「2.②」)に加え、原告らの主張する国際人権A規約第13条2項(b)の留保を撤回するための施策の展開という観点(同ページの「2.③」)も背景事情とするものである。そして、これら背景事情「等の状況の変化に伴い、全ての意思ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、高等学校等の教育に係る費用負担のあり方を見直し、受益者(個人)に応分の負担をさせるという考え方から、社会全体で負担するという考え方に重点をシフトして施策を進めることが国民的要請となっている」(同ページ。傍点は引用者。)ことが生給法の制定経緯となっているのである。

ウ そして、この点をおくとしても、生給法が「あらゆる外国人学校も対象として、中等教育を受ける者に対し就学支援金を支給することを前提とし

ている」ものでないことや国際人権A規約第13条2項(b)を具体化したものではないことは、支給法の規定ぶりからも明らかである。

すなわち、支給法2条1項5号は、専修学校及び各種学校について、「これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り」と規定しており、法令の定める支給要件を充足するものと認められない外国人学校についてまでも支給対象外国人学校として指定することを予定していないのである。

なお、高等学校の課程は後期中等教育に位置付けられるものであるから、原告らが主張するように中等教育全体を対象としたものではないことを付言しておく。

エ 以上のとおりであるから、原告らの主張はその前提を欠き失当である。

2 国際人権A規約2条2項及び国際人権B規約26条は裁判規範性を有しないこと

(1) 原告らの主張の要旨

原告らは、国際人権A規約2条2項及び国際人権B規約26条に規定される差別禁止原則は、現代の国際法の一般的理解からすれば、裁判規範性を有すると主張するようである（原告準備書面(14)第3・4ないし9ページ）。

(2) 原告らの主張に理由がないこと

そもそも、これまで繰り返し述べてきたとおり、本件不指定処分は、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条に適合すると認めるに至らないことを理由とするものであり、本件規程に定める指定の基準及び手続等を離れて、原告らのみを差別してなされたものではないから、そもそも差別云々を論じる余地がない。

そして、この点をおくとしても、ある条約について自動執行力が認められる（すなわち、国内法による補完・追完がなくとも、国内裁判所で判断根拠として適用できる）ためには、①私人の権利義務を定め直接我が国裁判所で

執行可能な内容のものとするという条約締結国の意思が確認でき、②条約の規定において私人の権利義務が明白、確定的、完全かつ詳細に定められていて、その内容を補完・具体化する法令を待つまでもなく国内的に執行可能であることが必要であり（日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明5項に関する最高裁平成19年4月27日第二小法廷判決・民集61巻3号1188ページ、宮坂昌利・最高裁判所判例解説民事篇平成19年度（上）432、433ページ、ヘーグ陸戦条約3条に関する東京高裁平成14年3月27日判決・判例時報1802号76ページ、山本草二・国際法〔新版〕105ページ参照）、このことは被告第5準備書面第1の5（6ないし11ページ）で詳述したとおりである。この点、原告が指摘する条約の各条項（国際人権A規約13条2項（b）、2条2項、国際人権B規約26条）については、いずれも、上記要件を満たしていない上、最高裁判所の判例や高等裁判所の裁判例においても、締約国の政治的責任を定めたものにすぎない旨判示されているのであるから、原告らの上記主張は理由がない。

また、原告らは、その主張の根拠として、社会権規約委員会の一般的意見3（甲A第137号証）や第1回日本政府報告書審査「総括所見」（甲A第138号証）を挙げるが、前記のとおり、本件不指定処分は、原告らに対する差別的取扱いではないから、そもそもこれら意見が妥当する余地がない。この点をおくとしても、原告らの指摘する社会権規約委員会の一般的意見3や第1回日本政府報告書審査「総括所見」は、いずれも、同委員会の見解や所見を述べるものにすぎず、法的拘束力を有することの根拠となるものではない。

したがって、いずれにしろ原告らの主張には理由がない。

3 人種差別撤廃委員会の総括所見をもって本件不指定処分が違法となるものではないこと

(1) 原告らの主張の要旨

原告らは人種差別撤廃委員会の総括所見に関し、①被告が「本件規程13条を前提とする議論にすり替え、無償化法から朝鮮高級学校に通う子どもたちを除外するという別異取扱いについて、客観的な正当化事由を何ら弁証していない」、②人種差別撤廃委員会において、「被告が本訴訟で述べるのと同様の政府釈明が、国際社会で全く通用しない不合理なものであることを如実に示している」、「人種差別撤廃委員会の所見は、制度の仕組みや基準、…被告の主張を確認しつつ、これを全く採用しなかった」などと主張する(原告準備書面(14)第4の2及び3・10及び12ページ)。

(2) 原告らの上記①の主張に理由がないこと

しかしながら、被告第1準備書面第5の1(29ないし31ページ)、被告第2準備書面第2(6及び7ページ)、被告第4準備書面第2の2(6ないし8ページ)で繰り返し述べたとおり、そもそも支給法は、法令に基づく適正な学校運営がされていないおそれや懸念がある場合にまで就学支援金を支給すべきことを予定していない。九州朝鮮中高級学校を含む朝鮮高級学校に対する本件不指定処分は、指定の要件を満たすと認めるに至らなかった結果なのであるから、そもそも原告らのような「別異取扱い」ではない。

したがって、就学支援金の支給対象外国人学校の指定にあたって、本件規程13条の適合性を考慮することは、議論のすり替えではなく、原告らの主張には理由がない。

(3) 原告らの上記②の主張に理由がないこと

まず、原告らが挙げる人種差別撤廃委員会の所見は、懸念や勧告を示すものにすぎない上、本件不指定処分は人種差別に基づくものでもないから、原告らが挙げる人種差別撤廃委員会の所見をもって本件不指定処分が違法となるものではない。

この点をおくとしても、人種差別撤廃委員会における審査の場においては、議題が多岐にわたる中、日本政府代表団の回答時間は基本的に全体で1時間

に限られており、その中でも、本件不指定処分に係る説明はごく短いもの（乙第75号証171及び172、180ページ）であり、原告らが主張するような本訴訟における被告の主張と同様の主張がされたものとは到底いえない。人種差別撤廃委員会の所見は、我が国の就学支援金制度の仕組みや、支給法、本件省令、本件規程、本件規程13条の基準を個別具体的に確認してなされたものではなく、朝鮮高級学校、北朝鮮及び朝鮮総聯に対する具体的な事実調査を行った上でされたものでもない。そして、被告第1準備書面第5の3（32ないし43ページ）で述べたような、適正な学校運営がされていないと疑われるような事情等があったことを確認してなされたものでもない。このことは、乙第76号証（人種差別撤廃条約審査における質問等への回答）及び乙第75号証（人種差別撤廃委員会日本政府報告審査審議録）に、上記具体的な事情等が記載されていないことから明らかである。

さらに、人種差別撤廃委員会の委員が本件不指定処分の理由、就学支援金制度の仕組みや、支給法、本件省令、本件規程13条の基準を十分理解していないことは、同委員会の委員の発言からも明らかである。すなわち、まず、ディリップ・ラヒリ委員は、「50万人に及ぶ在日コリアンに差別の矛先が向けられています。朝鮮学校は無償化から除外されています。その他のコミュニティ、例えばアイヌや琉球の先住民族コミュニティも差別を受けてきました。」（乙第75号証148ページ）と発言し、これに引き続き、アナスタシア・クリックリー委員は、「拉致問題の調査に進展がないことに基づいているのではないのでしょうか。もしそうなら、多数の若者から教育の機会を奪う理由としては曖昧に思えます。また、朝鮮人の生徒に対する差別が続いています。生徒たちは制服や通学経路などについて、自由に判断できない状況にあります。」（同号証149ページ）と発言している。しかしながら、本件不指定処分の理由は、本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らなかったからであり、拉致問題の調査の進展がないことではない。また、制

服や通学経路などについては、支給法と全く関係のない問題である。

同様に、ユエン委員は、「中華学校やアメリカンスクールなど、(中略)それらの多くの学校は、最初からすべての恩恵を受けているわけです。しかし、朝鮮学校についてはそのような恩恵が撤回され、政府からの経済的支援を受けられないでいます。代表団の一人から、審査を経て朝鮮学校が基準を満たさなかったと聞きました。その基準とは何なののでしょうか?それらの学校が朝鮮民主主義人民共和国に近いということでしょうか?」(同号証188ページ)と発言している。かかる「基準とは何なののでしょうか?」との発言からしても、同委員は、各種学校については、支給法2条1項5号が「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの限り」(傍点は引用者)と定めていること、本件省令1条1項2号イないしハを定めていること及び各規定の趣旨や要件が異なることなどを十分理解していない上、本件規程13条の基準についても十分理解していないことが明らかである。

このように、人種差別撤廃委員会の所見は、本件不指定処分の理由、就学支援金制度の仕組みや、支給法、本件省令、本件規程、本件規程13条の基準を十分理解せずにされたものであり、原告らがいうように「制度の仕組みや基準、…被告の主張を確認しつつ、これを全く採用しなかった」などとはいえない。原告らの主張は、殊更に誤解を導こうとするものであり、失当というほかない。

第3 原告準備書面(15)に対する反論

- 1 本件規程13条の適合性判断において教育基本法16条1項を読み込むことは、支給法制定の国会審議に照らしても何ら不合理でないこと

(1) 原告らの主張の要旨

原告らは、「無償化法制定に向けた国会審議では、朝鮮高校への『不当な

支配』の有無など問題にされたことはない」として、「規程13条に教育基本法16条を読み込むことは、無償化法の趣旨に反する」などと主張する(原告準備書面(15)第2の2・2及び3ページ)。

(2) 原告らの主張に理由がないこと

ア しかしながら、被告第1準備書面第3(17ないし22ページ)で述べたとおり、支給法案の国会審議においては、「高等学校の課程に類する課程」を有していることが担保されていない外国人学校については、原則として指定の対象とならないことを前提としつつ、「高等学校の課程に類する課程」を有することが客観的に確認できる場合には、例外的に支給対象外国人学校として指定すべく、そのための基準や方法が議論されていた。そして、「高等学校の課程に類する課程」を有することが担保されている学校とは、すなわち、支給された就学支援金が授業料に係る債権に確実に充当されることや「不当な支配」を受けていないことについて制度的客観的に担保されているということである。したがって、支給法案の国会審議では、「不当な支配」を受けていないことを含めて「高等学校の課程に類する課程」を有するかどうかの基準等をいかに定めるかについて議論されていたのであるから、「国会審議では、朝鮮高校への『不当な支配』の有無など問題にされたことはない」とする原告らの主張は誤りであり、理由がない。

イ また、本件規程13条は、就学支援金が授業料に係る債権に確実に充当される学校であること、法令に基づく適正な学校運営が行われている学校であることを支給対象外国人学校の指定の要件として定めている。教育基本法は教育の基本理念を定めた法である以上、上記「法令」に教育基本法が含まれないとする理由はない。そして、同法16条1項の「不当な支配」を受ける学校は、就学支援金が授業料に係る債権の弁済として確実に充当されることが確認できる態勢等が整っているとはいえないから、「高等学

校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当」が行われているとはいえない。その上、そのような学校の運営が学校教育法の定める目標や理念に沿って適正に行われることについて疑念を生じさせるような場合には、我が国の高等学校の課程に類する課程を置くものとは評価し難いのであり、「法令に基づく学校の運営」が適正に行われているとはいえない。さらに、教育基本法は、他の全ての教育関係法規の基本法たる性格をもち、すべての教育関係法規は教育基本法に制定された基本的理念を実施するための法律として解釈されるべきものであること（同法18条参照）に照らせば、支給法が、「不当な支配」が行われている教育施設に対して、まで、国民の財政的負担の基で就学支援金を支給して教育の機会均等を図ることを想定しているとはいえないから、「不当な支配」が行われている教育施設に就学支援金を支給することは、かえって支給法の趣旨にも反するものである。したがって、そのような学校については、本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らず、支給対象外国人学校の指定をすることはできない。

このように、本件規程13条適合性の判断において、教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無を考慮することは、支給法及び本件規程13条の趣旨等に基づくものであり、当然に許されているというべきである。

したがって、原告らの主張には理由がない。

2 朝鮮高級学校が主張立証する機会を被告から打ち切られていたとする主張に理由がないこと

(1) 原告らの主張の要旨

原告らは、本件規程13条適合性の主張立証責任が原告らにあるとの被告の主張に対して、「被告の主張を前提としても、朝鮮高校側は、審査過程においてそれを主張立証する機会を、被告側から打ち切られている」と主張する（原告準備書面(15)第3の2・3及び4ページ）。

(2) 原告らの主張に理由がないこと

しかしながら、本件審査においては、これまで述べたように、適正な学校運営がされていないと疑われるような事情等があったことから、支援室から各朝鮮高級学校に対して数次にわたる照会を行ったものである。それに対し、学校側から、北朝鮮又は朝鮮総連との関係について、報道等で指摘されているような事実を否定するような回答がなされた一方で、客観的には朝鮮総連やその傘下団体に加入していることがうかがわれるような内容の回答があるばかりか、朝鮮総連自身のホームページの記載等にも矛盾する内容があったのである。そうした状況について、審査会の委員からも審査の限界を指摘する意見が出されていたことを踏まえて、文部科学大臣は本件不指定処分を行ったものである。すなわち、審査の過程において、朝鮮高級学校において主張立証する機会があったにもかかわらず、法令に基づく適正な学校運営がされていないとの疑念を払拭するだけの回答等がなされなかったから、結局、文部科学大臣は、「本件規程13条に適合すると認めるに至らない」と判断せざるを得なかったのである。

原告らの主張は、上記疑念を払拭するだけの回答等をしなかったことの当然の帰結をもって、「主張立証する機会を打ち切られた」などとするもので、理由がない。

3 本件不指定処分は審査会の議論を踏まえてなされたこと

(1) 原告らの主張の要旨

原告らは、①「審査会は、指定の可否について委員会として結論を出すことを使命とする機関である」として、「『判断しがたい』とか『結論を出すのは限界があるのではないか』という意見は、審査会に想定されている役割を誤認あるいは放棄するものであるから、指定の判断に際して考慮すべきものではない」（原告準備書面(15)第4の2・5ページ）、②「朝鮮高校の指定に関する審査は、第5回審査会の時点で終わっている。その後の『審査』や

『確認事項』は、審査基準に含まれない事項を調査しようとしたため」であり、「本来無償化法が審査の対象としていない事項を審査しようとするからこそ生じるものであり、法の趣旨に反しているし、その内容自体が不合理である」などと主張する（同2・5及び6ページ）。

(2) 原告らの主張に理由がないこと

ア 上記①の主張について

まず、被告第1準備書面第5の2（31及び32ページ）等で述べたとおり、本件規程13条に定める指定要件を充足するか否かの検討は、その性質及び内容からして自ずと専門的、技術的検討を伴うものであり、国会での議論や本件規程の制定経緯からしてみても、まずは教育行政に通暁する文部科学大臣の専門的、技術的判断に委ねられているのであって、審査会の意見についても、同大臣の上記裁量判断の際の考慮要素の一つにすぎない。このことは、審査会の根拠規定、法令等上の位置づけからも明らかである。すなわち、支給法は、審査会の意見を聴くことはもとより、審査会を設置すること自体何ら規定しておらず、そもそも、審査会は法令の根拠を有するものではないし、文部科学大臣が審査会の意見を聴くことが法令上要請されているものでもない。本件省令1条1項2号ハによる指定を行おうとするときは、その判断の際の考慮要素の一つとして、教育制度に関する専門家等で構成される会議による意見を聴くことが文部科学大臣の判断に資すると考えられたため、設置されたものである。したがって、「審査会は、指定の可否について委員会として結論を出すことを使命とする機関である。」とする原告らの主張はそもそも誤っている。

この点をおいても、これまで繰り返し述べているとおり、朝鮮高級学校の審査については、学校側からは報道で指摘されているような事実を否定するような回答がされている一方、客観的には北朝鮮や朝鮮総聯の傘下団体と関係しているような回答がされ、また、朝鮮総聯のホームページ、国

内の報道機関のみならず、北朝鮮の報道機関側からの各新聞報道、公安調査庁の報告、同庁長官の国会における発言、団体からの申入書等からは、適正な学校運営がされていないと疑われる事情が認められる状況となっていた。

かかる状況であったため、第7回審査会開催後、文部科学大臣において、それまでの審査会で出された審査会の委員の意見も考慮した上で、更なる審査を継続したとしても、審査会の意見を取りまとめることは困難であると判断したのである。

したがって、朝鮮高級学校の審査においては、教育基本法16条1項が禁じる「不当な支配」や、適正な学校運営がされていないことが疑われる事情が認められるなど特殊な状況となっており、一方で、更なる審査を継続したとしても、審査会の意見を取りまとめることは困難な状況となっていたことから（乙第77号証5ないし9ページ）、このような状況において、審査に限界がある旨の意見を無視すべきものとはいえないことは明らかである。

したがって、原告らの①の主張には理由がない。

イ 上記②の主張について

そもそも前記(2)アで述べたとおり、審査会は、本件省令1条1項2号ハにより指定を行おうとする際の文部科学大臣の判断に資すると考えられたため設置されたものであり、「高等学校の課程に類する課程」を有するかどうかの基準が本件規程である。すなわち、審査会は、本件規程13条で定める「法令に基づく適正な学校運営」がされているかどうかを含めて審査していたのであり、原告がというような「審査事項に含まれない事項を調査しようとした」ことはない。

そして、審査会の状況については、被告第3準備書面第5の1及び2（20ないし34ページ）で詳細に述べたとおりであるところ、かかる審査を

経ても、結局、「そもそも、この審査会において、指定の可否を議論し、結論を出すのは限界があるのではないか。」(乙第6号証の3・2ページ)、「真偽の確証を得ることについては限界がある側面もある」(乙第6号証の4・1ページ)との意見が出ていたのである。

文部科学大臣は、かかる審査会の意見も踏まえて、本件不指定処分をしたものであり、審査会が審査の対象とすべきでない事項を審査したとか、その内容が不合理であるといった原告らの主張は、そもそも前提を欠くものであり、失当というほかない。

4 法令に基づく適正な学校運営がされない「おそれ」や「懸念」がある学校を指定できないとする解釈が不合理であるとする原告らの主張に理由がないこと

(1) 原告らの主張の要旨

原告らは、「法令に基づく適正な学校運営がされない『おそれ』や『懸念』がある学校を指定することはできないという被告の無償化法の解釈は不合理である」として、「不指定処分は、根拠のない偏見に基づくものであり、重大な事実誤認によるものである」と主張する(原告準備書面(15)第5・7及び8ページ)。

(2) 原告らの主張に理由がないこと

しかしながら、被告第2準備書面第3の5(3)(15及び16ページ)等で述べたとおり、本件規程13条は本件省令1条1項2号ハの規定に基づく指定の要件であるから、本件規程13条に適合すると認めるに至っていない場合には指定ができない。すなわち、要件に適合すると認められない場合はもちろんのこと、要件に適合すると認めるに至らない場合についても、結局、要件を充足していないのであるから、指定処分を受けられないのは当然である。

そして、これまで繰り返し述べているとおり、本件規程13条が、支給対象外国人学校の指定の基準として、就学支援金の授業料に係る債権の弁済へ

の確実な充当など法令に基づく学校運営の適正性を定めている趣旨は、就学支援金制度の対象となる外国人学校についても、同じく就学支援金制度の対象となる学校であつて財務関係を含む学校運営の適性を求める趣旨、内容の学校教育法及び私立学校法の各規定の適用がある私立高等学校及び専修学校（高等課程）と同様に、就学支援金が授業料に係る債権の弁済として確実に充当が行われることが確認できる態勢等が整っていることが当然の要件となるものであり、これを含めて高等学校の課程に類する課程を行うための学校運営が法令に基づく適正なものであり、国民の租税負担によって授業料の負担を軽減するにふさわしいものであると確認できることが必要であることにある。

したがって、就学支援金が授業料に係る債権の弁済として確実に充当されない「おそれ」や「懸念」がある場合にも支給対象外国人学校として指定しなければならないとすることは、支給法の趣旨に反する。

そして、文部科学大臣は、被告第1準備書面第5の3（32ないし43ページ）や、被告第2準備書面第3の6（1）（16ないし18ページ）等で述べた事実関係を基にして、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校について、本件規程13条に適合すると認めるに至らないと判断して本件不指定処分をしたものであり、決して根拠のない偏見に基づくものではないから、原告らの主張は理由がない。

5 本件省令改正に係る意見公募手続に関する原告らの主張に理由がないこと

(1) 原告らの主張の要旨

原告らは、意見公募手続における「『文部科学省の考え方』は、提出意見について、それらを反映し、または反映させずにハ号削除という省令の制定を行った理由を示すのであり、結局それは、ハ号削除行為自体の理由を示すものに他ならない」と主張する（原告準備書面(15)第6の2・9ページ）。

(2) 原告らの主張に理由がないこと

この点、意見公募手続は、本件省令改正について実施されたものであり、本件不指定処分についてされたものではないから、上記「文部科学省の考え方」が本件不指定処分の理由を示したものでないことは当然である。また、被告第3準備書面第5の3(4)(35ページ及び36ページ)で述べたとおり、本件省令改正に伴う意見公募手続に記載されている「文部科学省の考え方」は、本件省令改正について個々の国民から寄せられた個々の意見に対する見解を示したものであり、本件省令改正自体の理由を示したものではない。このことは、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント(意見公募手続)の結果について」と題する書面(甲第19号証)の1枚目本文に「いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。」(傍点は引用者)としているとおりである。

これに反する原告らの主張には理由がない。

第4 原告準備書面(16)に対する反論

1 はじめに

原告らは、本件規程13条は、支給法の委任の趣旨を逸脱するから憲法41条及び76条6号に違反するとし、その理由として、①支給法は、授業料の二重取りのような事態に対しては、「事後的に監督官庁である都道府県知事が文書提出命令や質問権限を行使して、監督指導をすれば足りると考えて制度設計をしてい」て、国に事前の指定拒否を認めていない(原告準備書面(16)第2・4ないし6ページ)、②「就学支援金は、無償化法によって授業料に当てることが決まっているのだから、学校が受け取ればそれは都道府県知事が生徒の代わりに授業料を支払ったことになる」から、支給法は「授業料に係る債権の弁済として確実に充当が行われることなど」想定していない(原告準備書面(16)第3・6ないし9ページ)、③本件規程13条における「適正な学校運営」と

いう要件は、支給法が要求していない過重な要件である（原告準備書面(16)第4・9ないし15ページ）と主張するようである。

以下では、本件規程13条が支給法の委任の範囲内において定められ、又は支給法の細則的事項を定める規定として適法・有効であり、憲法41条や同法76条6号に違反しないことを明らかにした上、原告らの上記①ないし③の主張がそれぞれ誤っていることを明らかにする。

- 2 本件規程13条は、支給法2条1項5号及び本件省令1条1項2号ハの委任の範囲内において定められ、又は支給法の細則的事項を定める規定として適法・有効であること

(1) 就学支援金制度の仕組み

支給法は、公立高等学校について授業料を徴収しないこととするとともに、公立高等学校以外の高等学校等（私立高等学校等）の生徒等が、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として制定されたものである（1条、2条2項及び3項）。そして、支給法2条1項5号は、就学支援金制度の対象となる「私立高等学校等」のうち、専修学校及び各種学校については、「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの」と定めている。同規定を受けて制定されたのが本件省令であり、本件省令1条1項2号ハは、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」として、「文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるとして、文部科学大臣が指定したもの」と規定した。この本件省令1条1項2号ハを受けて制定されたのが本件規程である。

- (2) 本件規程13条が支給法2条1項5号及び本件省令1条1項2号ハの委任の範囲内において定められ、又は支給法の細則的事項を定める規定として適法・有効であること

ア 被告第2準備書面第3の5(2)(14及び15ページ)で述べたとおり、支給法2条1項5号及び本件省令1条1項2号ハ所定の「高等学校の課程」とは、高等学校学習指導要領の「教育課程」と同義ではなく、教育内容、学校の組織及び運営体制を含む「教育そのもの」として、「教育課程」よりも広い概念とされている。このことは、学校教育関係法令上、「教育課程」あるいは「課程」の定義規定はないものの、例えば、学校教育法66条は「中等教育学校の課程は、これを前期三年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分する。」と定めており、同法の解釈として『課程』とは、学校が提供し、生徒等が履修すべき体系化された教育そのものを指すものである」とされていること(乙第39号証564ページ。)、また、同法128条4号が「目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編成の大綱(傍点は引用者)として、明らかに「課程」と「教育課程」という語句を使い分けていることから明らかである

したがって、支給法2条1項5号及び本件省令1条1項2号ハの「高等学校の課程」とは、高等学校学習指導要領の「教育課程」に限らず、広く教育内容、学校の組織及び運営体制も含むものであることは明らかであるから、本件規程13条の規定は、支給法2条1項5号及び本件省令1条1項2号ハの委任の範囲において定められたものであって、適法、有効である。

イ また、本件規程13条の規定は、委任の範囲について上記アと別異に解する余地があるとしても、執行命令(実施命令)の規定として、支給法の趣旨を體現し、その細則的事項を定めるものであるから、適法、有効である。すなわち、一般的に、政令・規則等の立案当局は、法律による個別の授権がなくとも、法律の規定を実施するための手続等の細目を定める執行命令(実施命令)を定めることができ(憲法73条6号本文、内閣府設置法7条3項、国家行政組織法12条1項参照)、その規定が上記のような

法律の規定を実施するために必要な細則的事項を定めるものである場合には、適法・有効なものと解されている（清野正彦・最高裁判所判例解説民事篇（平成21年度（下））840及び841ページ、判例時報1429号17ページ）。そして、支給法は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給し（法1条）、支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充当するものとしている（法8条）。このような支給法の趣旨及び規定に照らせば、支給法は、法令に基づく学校の運営が適正に行われ、就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当が行われることを当然の前提として、当該支給対象高等学校等に就学支援金を交付するのであって、確実な弁済や法令に基づく学校の適正な運営が確実に行われることを確認できない教育施設に対して就学支援金を交付するような事態をおよそ想定していないことが明らかである。支給法は、19条において、「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、文部科学省令で定める。」と規定し（これは、上記の執行命令を定める権限を確認的に規定するものである。）、これを受け、本件省令1条1項2号ハ及び本件規程13条の規定は、就学支援金を受けることのできる教育施設の条件として、上記のとおり、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営が適正に行われることを定めているのであるから、これらの規定は、支給法の趣旨を体現し、その細則的事項を定める執行命令の規定として適法・有効である。

ウ したがって、本件省令1条1項2号イ及びロに該当しない外国人学校について同号ハにより指定がされるか否かは、本件規程に基づき判断されることとなる。

本件規程は、第1章において「総則」、第2章において「指定の基準」、第3章において「指定の手続等」をそれぞれ定めているところ、指定の基準については、修業年限、授業時数、同時に授業を行う生徒、授業科目、教員数、教員の資格、校地等、校舎等、校舎の面積、設備に関する基準が定められているほか、「指定教育施設においては、学校教育法第134条第2項において準用する同法第42条及び第43条並びに学校教育法施行規則（括弧内省略）第190条において準用する同規則第66条第1項の規定による学校運営の状況に関する自己評価及びその結果の公表並びに情報の積極的な提供、私立学校法（括弧内省略）第64条第5項において準用する同法第47条第1項及び第2項の規定による財産目録等の備付け及び閲覧、その他の法令に基づく情報の提供等が適正に行われなければならない。」（12条）とし、さらに、「前条（引用者注：本件規程12条）に規定するもののほか、指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」（13条）としている。本件省令1条1項2号ハを根拠とする外国人学校については、これら各要件を充足しているものと認められて初めて支給対象外国人学校の指定を受けることができる。その一方で、上記各要件を充足していると認められない場合はもちろん、上記各要件を充足していると認めるに至らない場合にも、要件を充足していないのであるから、支給対象外国人学校としての指定を受けられないことは当然である。

エ 以上のとおりであるから、本件規程13条は、支給法2条1項5号及び本件省令1条1項2号ハの委任の範囲内において定められたものであることは明らかであり、これに反する原告らの主張には理由がない。

3 原告らの上記①ないし③の主張に理由がないこと

(1) 上記①の主張について

前記2(2)イで述べたとおり、支給法は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とし(1条)、支給対象高等学校等(6条)の設置者が、受給権者に代わって就学支援金を受給し、受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てることとするという仕組みを採用している(8条)。このような仕組みからすると、支給法は、就学支援金が受給権者である生徒等に対する授業料に係る債権に確実に充当されることを要請しているものであって、設置者によって他に流用されるおそれが否定できないにもかかわらず就学支援金を支給することを許容するものではない。

したがって、原告らがいうような「授業料の二重取りのような事態に対しては、事後的に監督官庁である都道府県知事が文書提出命令や質問権限を行使して、監督指導をすれば足りると考えて制度設計をしていて、国に事前の指定拒否を認めていないなどとは到底いえない。

原告らの上記①の主張は、支給法の趣旨・目的を正解しないものであり、理由がない。

(2) 上記②の主張について

支給法8条は、「支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。」と規定しており、「受領」した就学支援金を授業料に係る債権の「弁済に充てる」ことを前提としているのであって、原告らがいうように「学校が受け取れば授業料を支払ったことになる」というものではないし、授業料に係る債権の弁済に確実に充当することを想定していないなどということもできない。

原告らの主張は、そもそも前提が誤っており、失当というほかない。

被告は、就学支援金を受領したにもかかわらず、これが授業料に係る債権に充当されずに他に流用された上、生徒等からは従前どおり授業料を徴収す

るなどの事態も含めて、授業料に係る債権の弁済に確実に充当されない「おそれ」や「懸念」があり、本件規程13条に適合すると認めるに至らないとして本件不指定処分を行ったものである。

(3) 上記③の主張について

前記第3の4(2)(19及び20ページ)で述べたとおり、就学支援金制度の対象となる外国人学校についても、同じく就学支援金制度の対象となる学校であって財務関係を含む学校運営の適性を求める趣旨、内容の学校教育法及び私立学校法の各規定の適用がある私立高等学校及び専修学校(高等課程)と同様に、就学支援金が授業料に係る債権の弁済として確実に充当が行われることが確認できる態勢等が整っていることが当然の要件となるものであり、これを含めて高等学校の課程に類する課程を行うための学校運営が法令に基づく適正なものであり、国民の租税負担によって授業料の負担を軽減するにふさわしいものであると確認できることが必要であるとの趣旨に基づくものであって、正に支給法の趣旨そのものから導かれるものである。そして、本件省令1条1項2号ハは、同号イ、ロと異なり、「高等学校の課程に類する課程」を有する制度的担保がないことから、原則として支給対象外国人学校とはなれないものの、これを有することが認められる場合に例外的に支給対象校となることを認める規定であるから、同号イ、ロと同様、法令に基づく適正な学校運営が行われることを含めて「高等学校の課程に類する課程」を有することが要件となることは当然である。

以上のとおりであるから、原告らの主張は、支給法の趣旨、目的を正解しないものであり、理由がない。

第5 原告準備書面(17)に対する反論

1 「第1章 在日朝鮮人の民族教育の権利」に対する反論

(1) 原告らは、成嶋隆氏の「朝鮮高校生就学支援金不支給違憲損害賠償請求事

件に関する意見書」(甲A第142号証。以下「成嶋意見書」という。)を根拠に、在日朝鮮人の人権享有主体性や教育を受ける権利の性格等を踏まえ、在日朝鮮人の民族教育の権利について主張し、同権利の侵害等を問題にしようとするようである(原告準備書面(17)第1章・6ないし26ページ)。

(2) しかしながら、被告は、これまで在日朝鮮人の人権享有主体性を問題にしたことなどない。

また、これまで主張したとおり、支給対象外国人学校の指定は、侵害行政、侵害処分ではなく、給付処分、授益的処分である。支給対象外国人学校の指定の要件を満たした場合の効果は、就学支援金(基本、年間11万8800円)が受けられることとなるにすぎず、金銭を徴収したり、民族教育の権利を侵害したりする効果を有するものではない。不指定となれば就学支援金は受けられないものの、九州朝鮮中高級学校の授業料は、それまで自分たちが支払ってきた金額と何ら変わりはないし、生徒も、それまでと何ら変わらず当該学校において学ぶことができるのである。したがって、不指定となったからといって、原告らのいう「民族教育の権利」を侵害するものではない。

さらに、本件不指定処分は、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条に適合するものと認めるに至らないこと等を理由としてされたものであり、本件規程に定める指定の基準及び手続等を離れて、原告らのみを差別して不指定としたものではない。指定の基準を満たす学校と満たさない学校との間で取扱いが異なるのは当然のことであって、これが不合理な差別的取扱いに当たるものではない。

したがって、本件不指定処分により「民族教育の権利」が侵害されたとする原告らの主張は理由がない。

2 「第2章 本件規程13条を理由とした本件不指定処分の違法性」の「第2規程13条のあるべき解釈」に対する反論

(1) 原告らの主張の要旨

原告らは、成嶋意見書を踏まえ、要旨、①本件省令1条1項2号ハの規定に係る本件規程も、同号イ及びロの規定と同様、「教育課程の大綱的部分を問うものでなければならない」が、本件規程13条についてみると、その内容は「学校の運営体制にまで言及し」た教育課程の大綱的部分にとどまらないものである上、その文言にも「確実に」「適正な」といった不確定概念を含んでおり、本件省令1条1項2号イ及びロよりも不合理に要件を加重するものであるから、「実質的指定要件」としての意味はなく、「就学支援金支給対象校として指定された『指定教育施設』に対する一種の訓示規定と解するほかはない」旨主張するとともに、②仮に、本件規程13条が「実質的指定要件」であるとしても、同条にいう「法令」は、「学校の一般的な財務会計、とくに就学支援金の代理受領とそれによる授業料の一部との相殺という学校の会計事務に係る法令」と解されるべきであって、③教育基本法16条1項は「学校の財務会計事項について直接的な定めを行っているとはいえないから、同規定が本件規程13条の「法令」に含まれることはないし、④本件規程13条適合性が否定されるのは、「当該学校に学校の財務会計に関する法令違反が認められ、かつ、そのことにより就学支援金が授業料に係る債権の弁済に充当されない具体的可能性が現に生じている場合に限定されると解するべきである」旨主張する（原告準備書面(17)第2章第2・27ないし32ページ）。

(2) 原告らの主張に理由がないこと

ア 本件規程13条は、就学支援金の支給対象外国人学校の指定の基準であり、単なる訓示規定ではないこと（上記(1)①の主張に対する反論）

(7) まず、原告らの主張のうち、本件省令1条1項2号ハの規定は、同号イ及びロの要件を不合理に加重するものであるとする点については、被告第1準備書面第2の2(3)（13ないし15ページ）、被告第5準備書面第2の1（13ないし16ページ）等で述べたとおり、本件省令1

条1項2号イ及びロの外国人学校については、支給法2条1項5号の該当性を客観的に判断することが可能な類型のものであって、本件省令1条1項2号ハの規定とは前提が異なる。すなわち、本件省令1条1項2号イ及びロは、高等学校の課程に類する課程であることを当該外国の大使館や文部科学大臣が指定する団体の認定を通じて制度的・客観的に確認することが可能であることから、就学支援金の支給対象校としたものであって、教育課程の大綱的部分に限って基準を設けているものではない。これに対し、同号ハについては、高等学校の課程に類する課程であることが制度的・客観的に担保されている同号イ及びロには該当しない外国人学校であったとしても、例外的に文部科学大臣が高等学校の課程に類する課程を置いていると判断した場合にも就学支援金の支給対象校として指定できることとしたものであり、本件省令の委任を受け、又はその細則的規定として、その指定の基準を定めているのが本件規程である。したがって、同号ハに基づく指定を受けるためには、教育基本法16条1項の「不当な支配」が及んでいないことなどを含め、本件規程13条における「法令に基づく適正な学校運営」が行われていることなど、高等学校の課程に類する課程を置くものであることが確認される必要がある。

このように、本件省令1条1項2号イ及びロと同号ハとは、そもそも規定の趣旨や指定の要件を異にするものであるから、同号ハが同号イ及びロと同様に解されなければならない理由はないし、上記趣旨からすれば、指定要件が異なるのはむしろ当然のことであって、なんら不合理なものではない。

- (イ) また、原告らの主張のうち、規程の内容は「教育課程の大綱的部分についてのものでとどめるべき」とする点についてみると、支給法2条1項5号は、「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省

令で定めるもの」と規定しており、上記「教育課程」とは、文言自体異なるものであり、支給法2条1項5号等の「高等学校の課程」とは、高等学校学習指導要領における「教育課程」と同義ではなく、教育内容、学校の組織及び運営体制を含む「教育そのもの」として、「教育課程」よりも広い概念とされていることは、被告第2準備書面第3の5(2)(14及び15ページ)、前記第4の2(2)(22ないし25ページ)で述べたとおりである。

そして、高等学校学習指導要領の「教育課程」を有しているかどうかということと、就学支援金が授業料に係る債権の弁済として確実に充当される態勢等が整っているかどうか、あるいは財務関係を含む学校運営が適正に行われているかどうかということとは、内容が異なる別個の問題である。高等学校指導要領の「教育課程」を有しているからといって、必ずしも就学支援金が授業料に係る債権の弁済として確実に充当が行われる態勢等が整っている、あるいは財務関係を含む学校運営が適正であることにはならない。

そもそも、学校の運営体制については、学校教育法や私立学校法を始めとする教育関係法令においても多くの規定が設けられており、学校の運営体制は、高等学校の課程に類する課程であるかどうかの判断に当たって無視することのできない、考慮すべき重要な観点である。

したがって、本件規程13条に実質的指定要件としての意味はなく、「一種の訓示規定」であるとする原告らの主張は上記の点を看過するものであり理由がない。

(ウ) さらに、原告らの主張のうち、本件規程13条が「確実な」や「適正に」といった文言を含んでいるとの点については、本件省令1条1項2号ハの審査に当たって、原告らが主張するような基準を満たしているかどうかについて形式的に当てはめられるような形式的・外形的な審査に

と定めるべきであると定めた規定は支給法にも本件省令にも一切ない。支給法及び本件省令の規定、本件省令1条1項2号ハの制定経緯並びに本件規程13条の趣旨等からすれば、本件規程13条の適合性に係る審査として、関係法令に基づく学校運営の適正性を実質的に審査することができるのは当然である。

なお、本件規程13条適合性についても、当然、客観的な資料を基に判断されるべきものであって、「不当な支配」の有無を文部科学大臣が何らの根拠もなく判断するのではないから、就学支援金支給の対象校とするか否かの判断が恣意的になるものでもない。現に、本件においても、文部科学大臣は、被告第1準備書面第5の3(32ないし43ページ)、被告第2準備書面第3の6(1)(16ないし18ページ)等で指摘したような種々の資料から、朝鮮高級学校に対する北朝鮮や朝鮮総連の影響力は否定できず、その関係性が教育基本法16条1項で禁じる「不当な支配」に当たらないことや適正な学校運営がされていることについて十分な確証を得ることができなかった。そのため、就学支援金を支給したとしても、授業料に係る債権に充当されないことが懸念されたことから、九州朝鮮中高級学校を含む朝鮮高級学校について、本件規程13条に適合するものとは認めるとは判断したのである。

(I) そして、上記(ア)ないし(ウ)で述べたところに加え、本件規程13条が本件省令の委任を受け、「第2章 指定の基準」として規定されていることや、後記イ(ア)で述べるような支給法及び本件規程13条の趣旨、本件規程13条の制定過程における議論状況に照らしても、本件規程13条が「一種の訓示規定」であるなどということはできない。

なお、原告らが「大阪桐蔭高等学校」(原告準備書面(17)第2章第2の1(4)・30及び31ページ)について触れているため、念のため述べると、同校は学校教育法1条で規定されている学校であり、支給法2

条1項1号の高等学校に該当するため、当該高校に在学する生徒は、高等学校等就学支援金の対象となっているものである。一方、九州朝鮮中高級学校を含む朝鮮高級学校は、本件規程13条を含む本件規程の要件を満たした場合に、本件省令1条1項2号ハの規定に基づき文部科学大臣が指定して、支給対象外国人学校となるものである。これは、前記第4の2(1)(22ページ)で述べたような関係法令の定めや、教育制度等に関する専門家による検討会議における検討を踏まえて、学校教育法1条で規定されている学校や本件省令1条1項2号イ及びロの対象となる外国人学校とは異なり、高等学校の課程に類する課程を有することが制度的・客観的に担保されていない場合でも、文部科学大臣が高等学校の課程に類する課程を置いていると判断した場合に、例外的に就学支援金の支給対象校として指定することができることによるものである。このように、就学支援金制度は学校の属性に応じて指定要件を定めているのであり、原告らの主張はこうした制度の仕組みを踏まえないものであり、失当である。

(オ) 以上述べたとおり、原告らの上記(1)①の主張は理由がない。

イ 本件規程13条適合性の判断について文部科学大臣に裁量があり、その中で考慮される教育基本法16条1項の「不当な支配」の判断についても同大臣に裁量があること(上記(1)②の主張に対する反論)

(7) 本件規程13条適合性の判断において教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無を考慮することは支給法及び本件規程13条の趣旨等に基づくものであり、これを考慮することが許されないとする原告らの主張には理由がないこと

a 支給法は、就学支援金が受給権者である生徒等の授業料に係る債権の弁済に確実に充当されることを要請し、法令に基づく学校運営を適正に行うことができない学校を就学支援金支給の対象校とすることを

許容していない。そして、これを受けた本件規程13条は、就学支援金が授業料に係る債権の弁済に確実に充当される学校であること、法令に基づく適正な学校運営が行われている学校であることを支給対象外国人学校の指定の要件として定めている。これは、就学支援金が授業料に係る債権の弁済として確実に充当が行われることが確認できる態勢等が整っていることを含めて、高等学校の課程に類する課程を行うために学校運営が法令に基づいた適正なものであり、国民の租税負担によって授業料の負担を軽減するにふさわしいものであることが必要であるとの趣旨に基づくものである。

しかるに、教育基本法16条1項の「不当な支配」を受ける学校は、就学支援金が授業料に係る債権の弁済として確実に充当されることが確認できる態勢等が整っているとはいえないから、「高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当」が行われるとはいえない。また、同項の「不当な支配」を受ける学校は、学校の運営が学校教育法の定める目標や理念に沿って適正に行われることについて疑念を生じさせるような場合には、我が国の高等学校の課程に類する課程を置くものとは評価し難いということになるのであるから、「法令に基づく学校の運営」が適正に行われているとはいえない。したがって、そのような学校については、本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らず、支給対象外国人学校の指定をすることができないことは当然である。

このように、本件規程13条適合性の判断において、教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無を考慮することは、支給法及び本件規程13条の趣旨等に基づくものであって、これを考慮することが許されないとはいえない。

b また、被告第2準備書面第3の7(3)(22ページ)で述べたとお

り、現在の教育基本法16条1項に当たる当時の教育基本法10条1項の「不当な支配」の解釈が争点の一つとなり、その判断を示した昭和51年最高裁判決は、「教基法（引用者注：教育基本法）は、憲法において教育のあり方の基本を定めることに代えて、わが国の教育及び教育制度全体を通じる基本理念と基本原理を宣明することを目的として制定されたものであつて、戦後のわが国の政治、社会、文化の各方面における諸改革中最も重要な問題の一つとされていた教育の根本的改革を目途として制定された諸立法の中で中心的地位を占める法律であり、このことは、同法の前文の文言及び各規定の内容に徴しても、明らかである。それ故、同法における定めは、形式的には通常法律規定として、これと矛盾する他の法律規定を無効にする効力をもつものではないけれども、一般に教育関係法令の解釈及び運用については、法律自体に別段の規定がない限り、できるだけ教基法の規定及び同法の趣旨、目的に沿うように考慮が払われなければならないというべきである。」（傍点は引用者）と判示しており、また、昭和51年最高裁判決の調査官解説も、「本判決は、準憲法的効力説は否定したが、他の法令の解釈運用の基本としての効力を認めたものと解される。」としている（今井功・最高裁判所判例解説刑事篇（昭和51年度）218ページ）。

そうすると、教育基本法16条1項は、就学支援金の支給要件充足性を検討する上で考慮すべきものであり、本件規程13条の「法令」に教育基本法16条1項が含まれると解されるべきことは、昭和51年最高裁判決の判示内容に照らしても明らかである。

- なお、教育基本法16条1項が禁止する「不当な支配」の有無に関する事情は、飽くまで本件規程13条適合性の判断において考慮されるべき要素の一つであつて、教育基本法16条1項に係る事情が本件

規程13条と別個独立した要件となるわけではない。

すなわち、文部科学大臣が本件不指定処分をした理由は、文部科学大臣が、種々の資料を基に、九州朝鮮中高級学校を含む朝鮮高級学校について、本件規程13条が定める「指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」との基準に適合すると認めるに至らないと判断したことであって、本件規程13条の規定を離れて、すなわち、本件規程13条適合性の判断と離れて、朝鮮高級学校が教育基本法16条1項が定める「不当な支配」を受けていることを理由とするものではない。

これまで繰り返し述べてきたとおり、教育基本法16条1項が禁止する「不当な支配」の有無に関する事情は、飽くまで「指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」との本件規程13条適合性の判断において考慮されるべき要素の一つであって、かかる事情が、本件規程13条の規定と離れて、独立した要件となるものではない。

- (イ) 本件規程13条適合性の判断について文部科学大臣に裁量があり、その中で考慮される教育基本法16条1項の「不当な支配」の判断についても同大臣に裁量があること

前記第3の3(2)ア(17ページ)のとおり、本件規程13条適合性の判断は文部科学大臣に委ねられており、その判断について同大臣に裁量があることは明らかである。

このように、本件規程13条適合性の判断は、同大臣の裁量行為である以上、その中で考慮される教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無の判断についても同大臣に裁量があることは当然である。また、同

項が禁止する「不当な支配」の有無については、本件規程13条適合性判断と同様に、その性質及び内容からして専門的、技術的検討を伴うものであるから、同大臣の専門的、技術的判断に委ねられているというべきであり、同大臣に裁量があるといえる。

以上のとおり、本件規程13条適合性の判断について文部科学大臣に裁量があり、その中で考慮される教育基本法16条1項の「不当な支配」の判断についても同大臣に裁量がある。

(ウ) 原告らの上記(1)②の主張に理由がないことについて

a 原告らは、本件規程13条の「法令」は「学校の会計事務に係る法令」に限られる旨主張する。しかし、本件規程13条にいう「法令」を原告らがいうように限定する規定は一切ない。その上、教育基本法16条1項の「不当な支配」を受ける学校は、就学支援金が授業料に係る債権の弁済として確実に充当されることが確認できる態勢等が整っているとはいえず、我が国の高等学校の課程に類する課程を置くものとは評価し難い。そうである以上、高等学校の課程に類する課程を置くかどうかの判断に当たって、「不当な支配」の有無を問題にすることはむしろ当然である。

また、原告らは本件規程12条で言及されているのが学校の会計事務に係る法令に限られることを前提に主張するようである。しかし、本件規程12条は、学校教育法134条2項において準用する同法42条及び43条並びに学校教育法施行規則190条において準用する同規則66第1項の規定による学校運営の状況に関する自己評価及びその結果の公表並びに情報の積極的な提供についても例示している。このことから明らかなように、本件規程12条で挙げられている法令は学校の会計事務に関するものに限られていない。したがって、本件規程13条の「前条に規定するもののほか」との文言から、同条の「法

令」が学校の会計事務に関するものに限定されるとはいえない。

そして、本件規程13条の「法令」に教育基本法16条1項が含まれないという理由はなく、同項の禁ずる「不当な支配」が及んでいないことが確認できず、法令に基づく適正な学校運営がされないおそれや懸念がある場合に、就学支援金を支給することができないのは当然のことである。むしろ、そのような場合に、あえて財源を捻出し、国民全体に経済的負担を課してまで就学支援金を支給することは、かえって支給法や本件規程13条の趣旨に反する。

したがって、原告らの主張は、本件規程13条の文言を離れた独自の解釈といわざるを得ず失当である。

- b 原告らは、本件規程13条適合性が否定される場合は、当該学校に学校の財務会計に関する法令違反が認められ、かつ、そのことにより就学支援金が授業料に係る債権の弁済に充当されない具体的可能性が現に生じている場合に限定されると解するべきである旨主張する（原告準備書面(17)第2章第2の2(2)・32ページ）。

しかし、これまで繰り返し述べているとおり、支給法は、就学支援金が受給権者である生徒等の授業料に係る債権に確実に充当されることを要請し、法令に基づく学校運営を適正に行うことができない学校を就学支援金支給の対象校とすることを許容していない。また、教育基本法16条1項の「不当な支配」を受ける学校は、我が国の高等学校の課程に類する課程を置くものとは評価し難いから、法令違反及び学校運営が適正に行われていないおそれや懸念があり、就学支援金が授業料に係る債権に確実に充当されない可能性があるというのは、正に法的には要件を充足していない段階であり、そうである以上、支給対象外国人学校に指定しないと文部科学大臣が判断することは当然である。就学支援金が授業料に係る債権の弁済に確実に充当されない疑

いがあるが、本件規程13条の要件に適合すると認めるに至らないにもかかわらず、「充当されない具体的可能性が現に生じている」といえないならば支給対象外国人学校として指定しなければならないとするのは、かえって支給法の趣旨に反する。

なお、原告らは「実際の他の省令へ対象校の審査においてもそのような審査はなされていない」（原告準備書面(17)第2章第2の2(1)・31ページ）として、本件規程13条の「法令」に教育基本法を含めて審査していないかのように主張する。しかし、被告第3準備書面第5の1(2)（21ページ）、被告第4準備書面第2の2(2)（6ないし8ページ）等で述べたとおり、本件省令1条1項2号へに基づく支給対象外国人学校の審査に当たっては、同じ本件規程の基準により指定の可否について審査を行っており、当然、本件規程13条の「法令」には教育基本法が含まれているものとして審査が行われている。

(I) 小括

以上述べたとおり、原告らの上記(1)②の主張は理由がない。

3 「第2章 本件規程13条を理由とした本件不指定処分の違法性」の「第3 被告の『不当な支配』論の問題性」に対する反論

(1) 原告らの主張の要旨

原告らは、成嶋意見書を踏まえ、要旨、「教育行政は、教育現場での専門職による教育責任の履行が自主的・自律的になされることを確保するために、その条件整備の責務を担うという規範」の「文脈では、同条1項（引用者注：教育基本法16条1項）の『不当な支配』禁止規範は、なによりもまず教育行政当局に向けられたものである」ことを前提に、①「a産経新聞等の報道（乙第24号証の1ないし6、乙第33の1及び2）」、「b広島地方裁判所平成19年4月27日判決（乙第40号証）及び学校法人東京朝鮮学園に対する東京都の調査報告書（乙第41号証）に係る事実」、「c公安調

査庁の報告書(乙第28ないし32号証)及び公安調査庁長官の国会答弁(乙第34号証)、「d 民団新聞(乙第25号証の1及び2)及び民団の要請文(乙第27号証の1及び2)、『救う会』の要請文(乙第26号証)」、「e 朝鮮総聯のホームページの記載(乙第23号証)、朝鮮総聯中央常任委員会の機関誌である「朝鮮総聯」の報道(乙第25号証の4)(引用者注:乙第25号証の4は、朝鮮総聯中央常任委員会発行の書籍である。)、労働新聞の記事(乙第25号証の3)など朝鮮共和国ないし朝鮮総聯が作成した媒体に係る事実」、「f 審査会における審査にて収集された事実(乙第8号証等)」を挙げ、「九州朝鮮高校に対する不当な支配が疑われる根拠として被告が主張する事実は、いずれも、客観的な状況からは真実と認定できない単なる疑惑であるか、教育行政の専門機関でない者や特定の私的な政治団体による『意見』表明に過ぎないか、『不当な支配』とは全く関係のない事実であって、いずれも、教育の専門官である文部科学大臣が、教育関係法令の遵守という見地からの処分の根拠とするには明らかに不適切であった」旨主張するとともに、②「外国人学校と協力関係にある外国や在日外国人団体は、日本国内における法的拘束力という強制力を行使して当該外国人学校に教育関与を行う関係ではない」から、外国人学校が「不当な支配」の主体となり「恒常的な支配」を及ぼしているとみるのは、異質な『「不当な支配」の観念』であること、「外国人学校が、外国ないし在日外国人団体を運営の母体として設立されることも私学の自由の範疇であり、そうした「私学の自主性に鑑み、外国人学校とそれを支援する外国ないし在日外国人団体の関係については、その影響が財政、人事、教育内容に及ぶとしても、むしろ『不当な支配』に当たらず許容されるべき」であるとし、「外国人学校に対しては、これらの規制や監督(引用者注:私立学校法62条、64条5項、学校教育法13条1項、134条2項、私立学校振興助成法12条、16条)自体が適正に行われていないというような事情がある場合や、外国ないし在日外国人団体と

外国人学校の間に通常存在するような関係を越えて外国人学校側の教育の自主性が著しく侵害されているような場合でない限り；容易に『不当な支配』が及んでいると認めることができないと考えるべき」であること等を指摘して、異質で誤った「被告の『不当な支配』論」に基づく本件不指定処分は違法である旨主張する（原告準備書面(17)第2章第3・33ないし68ページ）。

(2) 原告らの主張に理由がないこと

ア 本件規程13条の基準の適合性を判断する際の資料に関する原告らの主張は失当であること（上記(1)①の主張に対する反論）

(7) 本件不指定処分は、処分通知（甲A第13号証）にあるように、本件規程13条の要件に適合すると認めるに至らなかったことを理由とするものである。これまで繰り返し述べたように、本件規程13条は、教育基本法16条1項の禁ずる「不当な支配」が及んでいないことが確認できず、法令に基づく適正な学校運営がなされていないおそれや懸念がある場合に、就学支援金を支給することを許容していない。

そして、被告がこれまで主張してきた文部科学大臣において本件規程13条の基準の適合性を判断する際に根拠とした資料は、その一つ一つが個別に九州朝鮮中高級学校を含む朝鮮高級学校が「不当な支配」を受けていることの根拠であるとして示したものではない。被告は、それらの資料を総合的に勘案して、文部科学大臣が、本件規程13条の要件に適合すると認めるに至らなかったと判断したと主張しているのである。

すなわち、公安調査庁の報告書や見解において、朝鮮高級学校と朝鮮総連との全国における全体的な関係性を指摘され、教育内容、人事、財政に影響が及んでいるとされており、新聞報道や関係団体の申入れ書等において、適正な学校運営がされていないと疑われる種々の内容が指摘されていた。また、学校法人広島朝鮮学園において、適正な学校運営が

されていなかったことが、判決によって認定されていた。これらは、各朝鮮高級学校と北朝鮮及び朝鮮総聯との関係性について、単に影響や関係性があるだけではなく、正に「不当な支配」を受けていると疑われる事情、適正な学校運営がされていないと疑われる事情、朝鮮総聯が朝鮮高級学校を利用して資金を集めていると疑われる事情であったといえる。このことを踏まえ、審査会の審査において、各朝鮮高級学校に照会を行った結果、学校側からは報道等で指摘されているような事実を否定するような回答がされている一方で、客観的には北朝鮮や朝鮮総聯の傘下団体と関係があるような回答がされたり、理事会・評議員会の開催が確認できる書類はない旨の回答がされるなどした上、朝鮮総聯自身のホームページ、北朝鮮の報道機関、朝鮮総聯の刊行物において、上記の疑念と合致するような内容が含まれていたのである。加えて、審査会の意見としても、第6回審査会では、「いくら確認しても、すっきり指定することができるようにならない。留意事項の内容について検討すること自体はよいが、学校運営などの面で適正かどうか判断しがたいとも思われる。」、「そもそも、この審査会において、指定の可否を議論し、結論を出すのは限界があるのではないか。」との意見があったこと（乙第6号証の3・2ページ）、第7回審査会では、「こちらにも捜査権があるわけではないので、真偽の確証を得ることについては限界がある側面もある」（乙第6号証の4・1ページ）との意見が出されていた。

原告らが就学支援金を受給するためには、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条の基準を充足することを証明しなければならないことは、これまで主張したとおりである（被告第4準備書面第2の2(2)・6ないし8ページ等）。そして、被告がこれまで主張してきた文部科学大臣において本件規程13条の基準の適合性を判断する際に根拠とした上記各資料を総合的に勘案したところ、九州朝鮮中高級学校の本件規程13条

の適合性についての疑念が払拭できなかつたのであるから、本件規程13条に適合すると認めるに至らなかつたとした文部科学大臣の判断が不合理なものであるとはいえない。

- (イ) 文部科学大臣が本件規程13条の基準の適合性を判断する際に根拠とした資料に係る原告らの主張が失当であることは、上記(ア)で述べたとおりであるが、原告らが指摘する個別の資料に係る主張についても誤りや誤解を招く点があるため、以下において念のため反論しておくこととする。

a 原告らが指摘する上記(1)①aの資料について

原告らは、「被告は、こうした報道内容について、証拠に照らしてその真実性を検証することなく『疑惑が報道されていること』を不利益に考慮して本件不指定処分を行った」(原告準備書面(17)第2章第3の3(2)ア①・55ページ)と主張する。しかし、上記(ア)で述べたとおり、被告は、当該報道がされていたことのみをもって本件不指定処分を行ったものではない。

また、原告らは、「補助金の流用という重大な疑惑が本当に提起されていたならば、ひとり産経新聞のみならず、他の多くのメディアもこれを大きく取り上げたであろうし、場合によっては捜査機関による捜査も開始されたはずである」(原告準備書面(17)第2章第3の3(2)ア①・55及び56ページ)などと主張する。しかし、本件省令1条1項2号ハの規定に基づく指定のための審査は、本件規程の要件に適合するか否かについて行われるものであって、当該事実を報道した報道機関の数や刑事事件として捜査が及んだか否かによって本件規程13条の要件適合性が判断されるものではない。複数の報道機関により報道されなければ適正な学校運営がされていないと疑うことはできないとか、捜査機関による捜査が行われなければ適正な学校運営がされ

ていないと疑うことができないなどということはありません。

さらに、原告らは、「審査会においても『過去5年間の高級学校に関する収支を確認した結果、学校から朝鮮総連に対して寄付等を行っている事実は確認できなかった』とされている」（原告準備書面(17)第2章第3の3(2)ア①・56ページ）などと主張する。しかし、被告第3準備書面第5の2(1)イ(22ページ)で述べたとおり、審査会の資料は、いずれも、支援室が、審査会の進行状況を踏まえ、議論の便宜に資するために、各審査会前に作成した説明資料にすぎない。原告らの指摘する資料が用意された第6回審査会では、上記(ア)で述べたとおり、「いくら確認しても、すっきり指定することができるようにならない。留意事項の内容について検討すること自体はよいが、学校運営などの面で適正かどうか判断しがたいとも思われる。」「そもそも、この審査会において、指定の可否を議論し、結論を出すのは限界があるのではないか。」との意見が委員から出されていたのである(乙第6号証の3・2ページ)。このように、審査会の資料に原告らの指摘するような記載があったからといって、審査会を構成する委員が朝鮮高級学校に対する疑念を払拭できていなかったことは、その発言からも明らかである。

b 原告らが指摘する上記(1)①b及びfの資料について

原告らは、「学校法人毎に、有する資産や、補助金収入、寄附収入を含む収支の状況など財政面ではそれぞれ事情が異なる。それゆえ、資産の利用方法に関して、他の学校法人に係る事実を考慮要素とすることは妥当ではない」し、広島朝鮮学園で問題となったのは「朝銀信用組合との1998年以前の融資の問題」であって、「本件審査当時に同様の問題が確認されていた事情ではないので、2013年2月の本件不指定処分の根拠とすることは、その点でも妥当でない」と主張

する（原告準備書面(17)第2章第3の3(2)ア②・57ページ）。

しかしながら、朝鮮総聯のホームページ（乙第23号証）には、「朝鮮総聯と在日同胞は、幼稚園から初級学校、中級学校、高級学校、大学校にいたる120余校の各級学校を日本各地に設立して、在日同胞子女に民主主義的民族教育を実施している。」、「朝鮮総聯は、日本の都道府県ごとに47の地方本部をおいている。」、「地方本部は、中央本部の決定と方針にしたがって管轄地域の諸般の活動を企画、組織、推進し、管下の階層別団体、事業体、学校を指導する。」、「朝鮮総聯の地方本部は、当該地域を区分して支部をおいている。」、「地域の集团的指導機関である支部常任委員会は委員長、副委員長、専門部署役員、管下の団体責任者、学校長などによって構成される。」（いずれも傍点は引用者）などと掲示されていた。また、公安調査庁及び警察庁が報告している朝鮮高級学校と朝鮮総聯との関係性は、個別の学校について指摘するものではなく、朝鮮高級学校と朝鮮総聯との全国における全体的な関係性を指摘し、教育内容、人事、財政に影響が及んでいるとしていた（乙第31号証及び第34号証）。そして、たとえば他の学校とはいえ、学校設置者である学校法人の運営状況（人事、財政状況など）、教育会との関係、朝鮮総聯の傘下団体である在日本朝鮮人教職員同盟（教職同）や在日本朝鮮青年同盟（朝青）への教職員、生徒の加入状況など、全10校の朝鮮高級学校は、極めて類似する性質を有している。このような事情などを踏まえ、朝鮮高級学校と朝鮮総聯との関係性は、全体で審査する必要があると考えられ、九州朝鮮中高級学校を含む全10校の朝鮮高級学校については、全て同一の審査会において同時に審査を行っていた。

そして、上記のように、朝鮮総聯自身が、「中央本部」と「地方支部」の関係の下、全国一様に朝鮮高級学校を運営している旨を自ら公

表していること、公安調査庁等も全学校がそのような体制下にあることを報告していること、学校の同種性が認められることからすれば、他の学校に係る不適正な学校運営について、九州朝鮮中高級学校に関係がないとはいえないことは明らかである（なお、原告らも、「資産の利用方法に関して、他の学校法人に係る事実を考慮要素とすること」の妥当性は否定するが、学校運営の方法については、他の学校法人に係る事実を考慮要素とすることの妥当性を否定していない。）。

また、朝鮮高級学校については、原告らが指摘する判決以外にも、適正な学校運営がされていないと疑われる事情等があったのであり、原告らが指摘する判決において判示されているような事実関係が、審査の時点でも継続的に発生している可能性は否定できないといわざるを得ない。したがって、学校法人広島朝鮮学園についての判決において判示されている事実関係について、「本件審査当時に生じていた事情ではない」ことから直ちに当該事情を考慮してはならないということにはならない。

○ 原告らが指摘する上記(1)①cの資料について

原告らは、上記(1)①cの資料について、「教育行政上の専門機関としての見地から述べられたものではなく、「教育行政の専門家たる文部科学大臣が、学校運営の適正性を審査するに当たって取り上げるべきものではないことは明白である」と主張する（原告準備書面(17)第2章第3の3(2)ア③・58ページ）。

しかし、そもそも、本件規程13条の適合性の判断は、同条が「高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない」と定めていることから明らかなように、金銭の出納、資金管理の適正性、法令に基づく学校運営の適正性など、金銭の管理や学校の管理運営の観点か

らも行われなければならない。公安調査庁や警察の見解が教育行政上の観点からされていないからといって、法令に基づく適正な学校の運営がなされているか否かの資料となり得ることはいうまでもないのであって、公安調査庁や警察の見解を他の事情と併せて文部科学大臣が学校運営の適正性に係る審査に際して考慮してはならないということとはできない。本件規程13条の適合性を判断するに当たっては、朝鮮高級学校の本件規程13条に関する状況を把握する必要がある、公的な行政機関から情報を取得することや当該情報が考慮の対象となり得ることは、むしろ当然である。

d 原告らが指摘する上記(1)①dの資料について

原告らは、上記(1)①dの資料について、「団体の単なる主観ないし意見を表明するものに過ぎないことから、他の客観的証拠によってその内容の真実性を確認できる場合でもない限り、学校運営の適正性の審査に用いることができないのは当然である」(原告準備書面(17)第2章第3の3(2)ア④・58ページ)と主張する。

しかし、「その内容の真実性を確認できる場合」でなければ本件規程13条適合性の判断に際して考慮してはならないということとはできない。上記(7)で述べたとおり、文部科学大臣は、他の客観的な資料と併せ考慮した上で本件規程13条の要件を満たすと認めるに至らないと判断したものである。

e 原告らが指摘する上記(1)①eの資料について

原告らは、上記(1)①eの資料について、「これらの記載は、教育関連法令の遵守状況について教育行政上の見地から書かれたものではないことに留意して見る必要がある」(原告準備書面(17)第2章第3の3(2)ア⑤・59ページ)と主張する。

しかし、適正な学校運営が行われていない疑いを生ずる事実が述べ

られるなどしていたことは客観的な事実である。前記cで述べたとおり、文部科学大臣において、他の事情と併せそれが教育行政上の見地からみても教育関連法令の違反に当たるおそれがあると疑うに足りるものであれば、文部科学大臣が本件規程13条適合性の判断に際して考慮することは当然である。

なお、原告らは、「宗教系私立学校によく見られるような、学校教育法、私立学校法などの規定を遵守しつつ、外部の宗教団体が運営の母体となっていることを宣伝する文句と何ら変わりがない」とも主張する（原告準備書面(17)第2章第3の3(2)ア⑤・59ページ）。

しかし、上記(1)①eの資料には、審査において、九州朝鮮中高級学校が、「学校法人認可取得後は、学校管理運営を学園理事会が行っています」、「教育会は意思決定機関ではなく、予算・決算、人事、教育内容などの関与は出来ません」（乙第8号証3ページ）などと回答していたことと齟齬をきたすものが含まれている。更にいえば、学校の設置者がその設置する学校を管理することを定めた学校教育法5条や、私立学校について、学校法人が設置すること及びその学校法人の管理について定めた私立学校法の規定とも抵触するものである。そうすると、上記(1)①eの資料の記述は、上記のような「宣伝する文句」とは明らかに一線を画すものであるといわざるを得ない。

(4) 以上述べたとおり、原告らの上記(1)①の主張は理由がない。

イ 「被告の『不当な支配』論の問題性」を指摘する原告らの主張は失当であること（上記(1)②の主張に対する反論）

(7) 前記2(2)（29ないし39ページ）で述べたとおり、文部科学大臣が本件不指定処分をした理由は、文部科学大臣が、種々の資料を基に、九州朝鮮中高級学校を含む朝鮮高級学校について、本件規程13条が定める「指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁

済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」との基準に適合すると認めるに至らないと判断したからであって、本件規程13条適合性の判断と離れて、朝鮮高級学校が教育基本法16条1項が定める「不当な支配」を受けていることを理由とするものではない。すなわち、これまで繰り返し述べてきたとおり、教育基本法16条1項が禁止する「不当な支配」の有無に関する事情は、飽くまで本件規程13条適合性の判断において考慮されるべき要素の一つであって、かかる事情が、本件規程13条の規定と離れて、独立した要件となるものではない。

以上に対し、原告らは、「被告の『不当な支配』論の異質性」などと、あたかも、被告が支給法や本件省令、本件規程を離れて、政治的意図に基づき、教育基本法16条1項の「不当な支配」について主張しているかのように主張する。しかし、このような原告らの主張は被告の主張を曲解するものであるし、また、上記(2)アで述べたような、適正な学校運営がなされていないことをうかがわせる種々の事情があったことをあえて無視して、本件不指定処分が政治的意図に基づき行われたとの誤解を生じさせるものであり、失当である。

(イ) 上記(ア)の点をおくとしても、教育行政当局以外を「不当な支配」の主体としながら「恒常的な支配」を問題とすることが「異質」であるとの指摘については、昭和51年最高裁判決の判示を踏まえても失当である。すなわち、同判決は、「教基法（引用者注：教育基本法）10条1項は、その文言からも明らかなように、教育が国民から信託されたものであり、したがって教育は、右の信託にこたえて国民全体に対して直接責任を負うように行われるべく、その間において不当な支配によつてゆがめられることがあつてはならないとして、教育が専ら教育本来の目的にしたがって行われるべきことを示したものと考えられる。これによつ

てみれば、同条項が排斥しているのは、教育が国民の信託にこたえて右の意味において自主的に行われることをゆがめるような『不当な支配』であつて、そのような支配と認められる限り、その主体のいかんは問うところでないと解しなければならない。」として、排斥されるべき「不当な支配」と認められる限り、その主体のいかんは問うところでない旨判示する。このように、教育行政当局以外の団体等を「不当な支配」の主体と捉えることは何ら「異質」なものではない。なお、原告らも、「支援関係にある外国ないし在日外国人団体が外国人学校に対して、自主性を奪うような態様で『不当な支配』をすることもありえないとはいえないだろう」（原告準備書面(17)第2章第3の4(5)ア・66ページ）と、教育行政当局以外の団体等が「不当な支配」の主体となり得ることを是認していることを付言しておく。

また、原告らのいう「恒常的な支配」の意味するところは必ずしも判然としないが、この「恒常的な支配」に関しても、原告らが挙げる過去の判例において「恒常的な支配」の正当性が問われた事例もあると原告らも認めるところである。したがって、原告らが「異質」とする点は何ら理由がない。

そして、被告第4準備書面第3の1(2)(11及び12ページ)等で述べてきたとおり、種々の資料から、各朝鮮高級学校と北朝鮮及び朝鮮総連との関係性は、単に影響や関係性があるだけではなく、正に「不当な支配」を受けていると疑われる事情、適正な学校運営がされていないと疑われる事情、朝鮮総連が朝鮮高級学校を利用して資金を集めていると疑われる事情が認められたのである。外国人学校の特性を鑑みていないとの原告らの主張は、被告の主張を曲解し、誤って導くものであり、失当である。

(ウ) また、原告らは、外国人学校に対しても規制や監督が存在することを

考慮すべきであると主張する。この点、原告らが指摘する神戸地裁判決（甲A第66号証）が判示するように、教育関連法令が設けている教育行政による各種の規制や監督が、各種学校における教育が「不当な支配」に服しない教育として公認するに足りる程度の公益性を有することを確保する趣旨を含むものと解することは可能である。しかしながら、そのような趣旨で当該規制や監督が適正にされているというだけで、「不当な支配」が及んでいることが疑われるような事情の存在する個別の事案について、直ちに「不当な支配」が及んでいないとまで推認することは相当でない。

「不当な支配」が学校に及んでいるか否かについては、各種学校として認可され、規制、監督が適正にされていたというだけでなく、「不当な支配」が学校に及んでいることについて疑念を生じさせるような事情があった場合に、この疑念を払拭することができるかどうかなどを含めた検討を要するのである。したがって、やはり、教育関連法令が設けている教育行政による各種の規制や監督がされているというだけでは、「不当な支配」が及んでいないとまでいうことはできない。

なお、上記神戸地裁判決は、兵庫県知事において兵庫県の要綱等に基づいてした朝鮮学校に対する補助金交付決定が、地方自治法232条の2が規定する公益上必要があるかどうか争われた住民訴訟の事案であり、同事案において、専ら、朝鮮学校における教育内容が朝鮮総聯から強制されたものとして「不当な支配」に当たるか否かについて判示したものである。したがって、就学支援金の支給対象外国人学校の指定をするか否かを判断するに当たって、就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当等が問題となる本件とは事案を異にする。また、上記神戸地裁判決の事案は、判示を見る限り、本件とは証拠関係も異にすると考えられる。したがって、この意味においても、その判示が本件事案に

妥当するとはいえない。

また、上記神戸地裁判決は、「そして、本件全証拠によっても、本件各学校について、上記規制や監督が適正に行われていないことをうかがわせる事情は見当たらないから、本件各学校に『不当な支配』が及んでいる旨の原告らの主張は採用できない」（甲A第66号証10ページ）と判示しているにすぎない。これは、結局、当該事件の証拠関係によっては「不当な支配」が及んでいると認めるに足りないとしたものと同義であるから、これを離れて一般に各種学校として認可を受けていれば、「不当な支配」に当たらないとしたものではない。

(I) 以上によれば、原告らの上記(1)②の主張は失当である。

4 「第3章 本件省令1条1項2号ハ削除改正の問題点」に対する反論

(1) 原告らの主張の要旨

原告らは、要旨、本件省令改正により「九州朝鮮高校を含む朝鮮高校を就学支援金支給対象校として指定する根拠規定が失われた」ことを前提に、成嶋意見書が、憲法25条に関する議論を参考に、「社会権規約13条2項や子どもの権利条約28条1項の『無償教育の漸進的導入』・『漸進的達成』規定にも、上述の『制度後退禁止』の趣旨（引用者注：「一旦具体化した水準を低下・後退させる場合には、裁量の幅は狭まると解され、相応の正当化が要求される」ことと思われる。）が含意されて」おり、本件省令改正は就学支援金の「給付の可能性それ自体を剥奪するものであり、明白な制度的後退」であって、「憲法および条約違反の所為であると指摘していることは、本件の審理において斟酌されるべきである」旨主張する（原告準備書面(17)第3章・68ないし71ページ）。

(2) 原告らの主張に理由がないこと

ア これまで繰り返し述べてきたとおり、支給法2条1項5号に定める「高等学校の課程に類する課程を置く」ということの内容を含めてどのような

各種学校を就学支援金の対象とするかの判断は、教育行政に通曉し、専門的、技術的検討をすることができる文部科学大臣の裁量に委ねられている。そして、文部科学大臣は、被告第1準備書面第5の3（32ないし43ページ）等で述べたような、朝鮮高級学校が北朝鮮や朝鮮総聯と特殊な関係にあり、適正な学校運営がされていないと疑われる事情等があったことから、本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らないと判断し、かかる審査の過程において、強制的に立入調査を実施して書類を押収するなどの権限がなく、指定の基準を満たすかどうかの審査に限界があることが明らかになったこと等から本件省令改正を行ったものである。このような「高等学校の課程に類する課程」を有するものと認められるかどうかの審査に限界があることが明らかになった仕組みを、一旦制定したからにはそのまま存続させておかなければならないとはいえない。このような問題のある仕組みを放置せず、削除する省令改正を行うことが、教育行政に通曉し、専門的、技術的検討をすることができる文部科学大臣の裁量の範囲内であることは当然である。

イ また、成嶋意見書が参考とする憲法25条2項について「制度的後退原則」を導くことができるかについて、「憲法25条2項が『国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。』としているところから、一般論としてはともかく同条に関する限りは制度後退禁止原則を肯定し得るとの見解もあるが（中略）、同項の『努めなければならない』という文言からみても、生存権に関してのみ制度後退を原則として禁止するような強い立法府・行政府への拘束が憲法上存在しているとまでは解し難いのではないだろうか」（最高裁判所平成24年2月28日第三小法廷判決・民集66巻3号1240ページに関する調査官解説・最高裁判所判例解説民事篇〔平成24年度〕260ないし311ページ）と指摘されているところであり、成嶋意見書

及びこれに依拠する原告らの主張はその立論の前提となる根拠が希薄といわざるを得ない。

なお、九州朝鮮中高級学校が本件省令改正前の本件省令1条1項2号ハに該当していたといえないこと、本件省令改正により九州朝鮮中高級学校を含む朝鮮高校を就学支援金対象校として指定する根拠規定が全て失われたものではないことは、これまで繰り返し述べてきたとおりである。

ウ 国際人権A規約13条2項や子どもの権利条約28条1項に違反するとの主張については、両条約は、我が国において、具体的な立法措置を経ることなく、そのままの形で実施される自動執行力のある条約ではないから、裁判規範性を有するものではなく、原告らの主張に理由がないことは、被告第5準備書面第1(4ないし13ページ)、前記第2(7ないし13ページ)で述べたとおりである。

エ 以上によれば、原告らの前記(1)の主張は理由がない。

第6 原告準備書面(18)及び原告準備書面(19)に対する反論

1 原告らの主張の要旨

- (1) 原告らは、安達和志氏作成の2016年5月20日付け「意見書」(甲A第141号証。以下「安達意見書」という。)に基づき、要旨、①支給法の趣旨・目的にかんがみれば、本件規程13条は当該学校の運営の法令適合性を全面的・包括的に審査する趣旨ではない、②「不当な支配」の疑いがあることを理由とした本件不指定処分は、「不当な支配」の理解、本件規程13条の解釈及びその本件への適用につき著しい判断の誤りがあり、違法である、③文部科学大臣は本件規程15条に原則として自己拘束されるのであり、審査会の意見を聴かずに行われた本件不指定処分は、重大な手続的瑕疵がある、④「高等学校の課程に類する課程」を有するにもかかわらず、教育課程とは無関係な事情を考慮して指定対象を選別することについては、文部科学大臣

は何らの裁量権をもたない、⑤本件省令改正は法の委任の範囲を逸脱して違法であるなどと主張する（原告準備書面(18)第6・19及び20ページ）。

- (2) また、原告らは、三輪定宣氏作成の2016年9月22日付け「朝鮮高校生就学支援金差別事件に関する意見書—無償教育の意義と朝鮮高校生就学支援金差別の不当性—」（甲A第140号証。以下「三輪意見書」という。）に基づき、要旨、「無償教育を受ける権利が九州朝鮮高校の生徒に無差別平等に保障されるべき」、「『不当な支配論』は、…民族教育の自由と権利を侵害するものであり、国際法に反し違法」などと主張する（原告準備書面(19)）。

2 原告らの主張に理由がないこと

(1) 安達意見書に基づく原告らの主張に理由がないこと

ア 安達意見書は、自身の視点、立場から、自身の解釈を踏まえて、本件不指定処分及び本件省令改正に関する独自の意見を述べたものにすぎない上、以下のとおり、支給法及び本件規程13条の趣旨を正解しないものであり、安達意見書をもって本件不指定処分が違法であることの根拠となるものではなく、安達意見書に基づく原告らの主張は、いずれも理由がない。

イ すなわち、前記①の主張については、支給法2条1項5号は支給対象外国人学校を「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り」と規定しており、全ての後期中等教育段階に相当する教育施設を対象とするものではなく、本件規程13条に適合すると認められない以上、「高等学校の課程に類する課程を置く」とはいえないことは、被告第1準備書面第2の2(4)（15ないし17ページ）、被告第2準備書面第3の2(3)（9及び10ページ）等で述べたとおりである。

ウ 前記②の主張については、「不当な支配」に関する原告らの主張が誤りであることは、被告第2準備書面第5の2（28ないし30ページ）、被告第4準備書面第2の1及び2（4ないし8ページ）、被告第5準備書面第3の7（32及び33ページ）、被告第6準備書面第1の1及び2（5

ないし12ページ)、前記第3の1(13及び15ページ)、前記第5(27ないし54ページ)等で述べたとおりであり、「不当な支配」を受けるなど法令に基づく適正な学校運営が行われていないにもかかわらず、就学支援金支給対象校として指定することは、支給法の趣旨に反する。

エ 前記③の主張については、本件不指定処分が審査会の議論を踏まえてなされたものであることは、被告第4準備書面第2の3(8ないし10ページ)、被告第6準備書面第1の3(3)(13及び14ページ)等で述べたとおりである。また、そもそも、被告第2準備書面第7の1(3)(36及び37ページ)で述べたとおり、審査会の意見は、文部科学大臣の裁量判断の際の考慮要素の一つにすぎない。

加えて、一般に行政処分の際して特定の機関に諮問することが規定されている場合の当該機関の意見については、諮問した行政庁を拘束しない。また、法令用語の点からも、拘束する場合には、「意見を聴く」、「意見を求める」などの文言ではなく、「議により」などの文言により規定されるものとされている(法令用語辞典359、360ページ、塩野宏・行政法Ⅲ〔第四版〕84ページ)。本件規程15条は、「文部科学大臣は、規則第1条1項2号ハの規定による指定を行おうとするときは、あらかじめ、教育制度に関する専門家その他の学識経験者で構成される会議で文部科学大臣が別に定めるものの意見を聴くものとする。」と定めるのみであり、このような本件規程15条の規定ぶりからしても、審査会の意見が同大臣の判断を拘束するものではないことは明らかである。

したがって、原告らの上記③の主張は理由がない。

オ 前記④の主張については、「教育課程」と「課程」が異なるものであることは、前記第4の2(2)(22ないし25ページ)のほか、被告第2準備書面第3の5(2)(14及び15ページ)でも述べたとおりである。そして、本件規程13条に適合すると認められない以上、「高等学校の課程

に類する課程を置く」とはいえないことは、前記①に関して述べたとおりであり、九州朝鮮中高級学校が「高等学校の課程に類する課程」を有することを前提とする原告らの主張は、そもそも前提を欠いており、失当である。

カ 前記⑥の主張については、本件省令1条1項2号ハの規定の削除は支給法の委任の範囲を逸脱したものでないことは、被告第1準備書面第6（44ないし47ページ）、被告第2準備書面第6（32ないし35ページ）、被告第5準備書面第2の1、2(1)及び(2)（13ないし17ページ）等で繰り返し述べたとおりである。

キ 以上のとおりであるから、安達意見書に基づく原告らの主張は、いずれも理由がない。

(2) 三輪意見書に基づく原告らの主張に理由がないこと

三輪意見書は、無償教育の歴史、意義などのほか、国際人権規約等について、独自の視点から、独自の見解を述べるものにすぎず、支給法の目的、趣旨、あるべき解釈論を踏まえないものであるから、三輪意見書をもって本件不指定処分が違法となることの根拠となり得るものではなく、三輪意見書に基づく原告らの主張は理由がない。

なお、国際人権A規約が自動執行力を持たないこと、本件規程13条の「法令」には教育基本法が含まれることについては、これまで繰り返し述べたとおりである。

第7 原告準備書面(20)に対する反論

1 原告らの主張の要旨

原告らは、①乙第71号証の6ないし8ページ目の「文部科学省の考え方」からすれば、本件不指定処分が政治、外交目的でなされたものであるし、「国民の理解が得られない」という記載は、政治目的で本件省令改正及び本件不指

定処分を行ったことを自認するものである。②乙第72号証には、本件省令改正の理由として被告が主張している、審査に限界があることや他に本件省令1条1項2号ハを根拠として指定を求める外国人学校がなかったとの記載がない上、閣僚懇談会での拉致問題担当大臣の発言が引用されていることから、本件省令改正及び本件不指定処分を政治外交目的で行ったことは明らかである。③乙第73号証の件名欄の記載及び乙第73号証には本件規程13条に適合すると認めるに至らないとした理由が記載されていないことから、本件省令改正及び本件不指定処分が政治・外交目的でなされたなどとそれぞれ主張するようである。

2 原告らの上記各主張に理由がないこと

(1) 原告らの上記①の主張に理由がないこと

「文部科学省の考え方」の記載をもって、本件不指定処分が政治外交目的でなされたものであるとする原告らの主張は、従前の主張を繰り返すものによらず、これに対しては、前記第3の5（20及び21ページ）のほか被告第3準備書面第5の3(4)（35及び36ページ）などで繰り返し反論したところであるから、これ以上の反論の要を認めない。

なお、原告らは、乙第71号証の意見公募手続の結果のうち、「文部科学省の考え方」の欄に「国民の理解を得られない」との記載があることをもって、被告が本件不指定処分が政治的であることを自認しているなどと主張する。

しかしながら、これまで繰り返し述べているとおり、支給法は、財源を国民の租税負担に求めて、教育の機会均等を図ることに寄与することを目的とするものであるから、「国民の理解」が根底にあることは当然である（乙第77号証35ページ）。

原告らの主張は、支給法の趣旨・目的を正解しないものであり、理由がない。

(2) 原告らの上記②の主張に理由がないこと

まず、乙第72号証は、本件省令改正について決裁を得るためのものであって、本件不指定処分に関するものではないから、この点を混同してはならない。

また、乙第72号証に、本件省令改正の理由、すなわち、「高等学校の課程に類する課程」を有するかの審査に限界があること、朝鮮高級学校の他に本件省令1条1項2号ハの規定を根拠に指定の申請をする学校がなかったことの記載がなく、閣僚懇談会における拉致問題担当大臣の発言の引用があることをもって、本件省令改正及び本件不指定処分が政治、外交目的でなされたといえないことは明らかである。

すなわち、乙第72号証は、本件省令改正を行うことについての承認決裁を得るための文書であって、それ自体に省令改正の理由が記載されていなければならないとする理由がない。

文部科学省においては、朝鮮高級学校について審査を継続していたものの、法令に基づく適正な学校運営がなされていないとの疑念を払拭することができず、審査会委員からも、審査に限界がある旨の意見が出されていたなどの事情があり、これ以上の審査が困難であった。そのため、文部科学省担当職員は、平成24年12月26日に就任した下村文部科学大臣に対し、本件不指定処分を行うとともに本件省令1条1項2号ハの規定を削除する省令改正を行う案を報告、説明しているのである(乙第77号証3ないし10ページ)。すなわち、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校の審査業務に従事していた文部科学省の職員においても、審査を継続した結果、各朝鮮高級学校が本件規程13条に適合するとの判断は困難であり、かつ、審査が困難である本件省令1条1項2号ハの規定をそのまま存続させておくことに問題があると認識していたことから、これを省内の懸案事項として、就任直後の下村大臣に報告したものである。そして、これら文部科学省担当職員からの報告を

受けて、下村大臣において、本件不指定処分及び本件省令改正を承認したのである。

したがって、乙第72号証の決裁の際には、下村大臣は、本件省令改正の必要性、すなわち、「高等学校の課程に類する課程」を有するかどうかの審査に限界があるとの問題について既に認識し、これを踏まえて本件省令改正を指示していたのであるから、これをあえて乙第72号証に記載する必要もなかった。

原告らの主張は、行政における決裁過程についての誤解に基づくものであり、失当というほかない。

また、拉致問題担当大臣の発言は、閣僚懇談会における下村大臣の発言に対して、拉致問題担当という立場からされたものにすぎない。そもそも、本件不指定処分や本件省令改正について、拉致問題担当大臣は何らの権限も持たないのであるから、乙第72号証に閣僚懇談会における拉致問題担当大臣の発言が引用されているからといって、本件不指定処分及び本件省令改正が政治外交的目的によるものでないことはいうまでもない。

(3) 原告らの上記③の主張に理由がないこと

ア 乙第73号証の「決裁・供覧」という表題の文書（以下「決裁・供覧」という。）は、件名、文書番号、伺い文などの小欄があり、その下の欄に各決裁権者による押印欄が設けられていて、その体裁上、職制上の上位者に決裁を仰ぐ際のいわば表紙であって、次ページ以降が決裁を仰ぐ対象となる文書であることが明らかである。すなわち、乙第73号証でいえば、2枚目の「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハに基づく文部科学大臣による指定について（通知）」と題する文書以降が決裁の対象となる文書であり、同文書の本文には「貴校の同規程（引用者注：本件規程）に定める指定の基準への適合性を審査してきたところ、同規程第13条に適合す

ると認めるに至らなかったことから、認められません。」と記載されており、各決裁権者は同文書の承認決裁を行ったのである。

したがって、乙第73号証の各決裁権者でもない職制上の下位者が起案したにすぎない「決裁・供覧」の件名欄等の記載をもって、本件不指定処分の主たる理由が本件省令改正にあるなどということはできない。

イ また、前記(2)で述べたとおり、文部科学省の担当職員は、下村大臣の就任直後、文部科学省のかねてからの懸案事項として、各朝鮮高級学校を就学支援金の支給対象外国人学校とするか否かの問題を報告し、この際に本件不指定処分を行うとともに本件省令改正を行う案を進言したのである。

その上で、下村大臣は、本件不指定処分を行うことと本件省令改正を行うことの双方について承認したのであるから、乙第73号証の決裁に当たって、本件省令改正の概要に関する資料を参考に添付することは何ら不自然ではなく、これによって本件不指定処分が政治外交目的によるものであるとか、結論ありきで本件省令改正により朝鮮高級学校を不指定にしたなどといえないことは明らかである。

また、下村大臣は、本件不指定処分を行うことやその理由について文部科学省職員から報告を受け、その必要性について認識した上で、本件不指定処分及び本件省令改正を行うよう指示したのであるから、乙第73号証に本件不指定処分の理由が逐一記載されていないからといって、原告がどのような「盲判」でないことはいうまでもない。

(4) 小括

以上のとおりであるから、原告らの上記①ないし③の主張は、いずれも理由がない。

以上